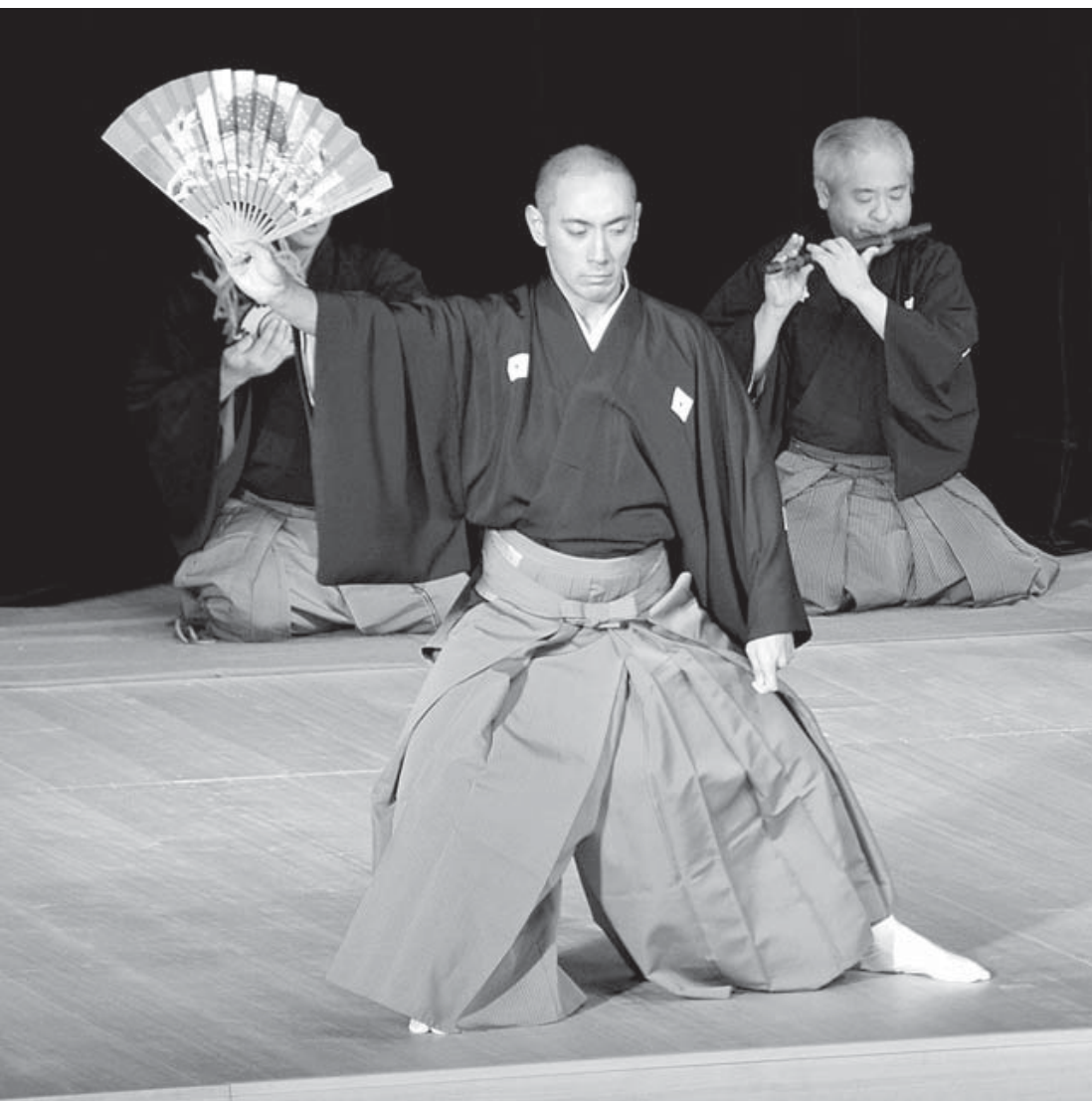




まほろばの里® 芸能祭開催 伝統芸能「延年の舞」の競演

11月19日(火)、「まほろばの里® 芸能祭 延年の舞競演」が文化ホールまほらで開催されました。

室町期より約千年、安久津八幡神社に伝わる「延年の舞」をテーマに各地に継承される伝統芸能、「高寺八講」(鶴岡市)、「五箇山のこきりこ踊り」(富山県南砺市) また、津軽三味線や歌舞伎の「延年の舞」がそれぞれ披露され、約800人の観客は大きな拍手を送りました。

《主な内容》

- ◎町民憲章推進大会が開催されました
- ◎町の財政状況について
- ◎除雪にご協力ください
- ◎冬期間の水道検針について

人	計	24,915人
	男	12,051人
□	女	12,864人
世帯数		7,552世帯

(11月1日現在)

2013
平成25年

12

No.950

たかはた

広報

高畠町町民憲章推進大会

優秀実践団体

ぬかのめ桜会

(代表 我妻 武宣 さん)



優秀実践者

大浦 義雄さん

(和田地区)



文化活動団体の発表

高畠小学校 鼓笛隊

高畠小学校鼓笛隊は、学校の創立140周年記念事業へ向けて昨年度より活動を始めました。当日は器楽クラブと6年生の皆さんが、日頃の練習の成果を披露してくださいました。「高畠小学校校歌」「花は咲く」「あまちゃんオーブニングテーマ」の素晴らしい演奏により、大会を盛り上げていただきました。



高畠町町民憲章

わたくしたちは、奥羽の山なみにいだかれた天恵の自然風土と、縄文のいにしえからの歴史と文化遺産をもつ、まほろばの里の住民です。先人のきずいたすぐれた基盤の上に新しい創造を重ね、うるおいと活力にみちた人間の町づくりをめざします。

わたくしたちは、高畠町民としての誇りと責任をもつてここに5つの誓いをたて、ゆたかな土の香りとみがかれた技と、深いまごころが織りなす自治の里をつくるために、力を合わせます。

わたくしたちは、

一、自然と歴史を大切にし、調和のあるまちをつくります。

一、からだをきたえ温かい心を育て、生きがいのあるまちをつくります。

一、誇りと喜びをもって働き、活力のあるまちをつくります。

一、たがいに学び合い文化を高め、知性のあるまちをつくります。

一、郷土を愛し若い力を伸ばし、希望のあるまちをつくります。

昭和五十四年十一月三日制定

高畠町町民憲章

一、自然と歴史を大切にし、調和のあるまちをつくります。

ぬかのめ桜会は、高畠町「最上川桜街道推進地域検討事業」基本構想に基づき、平成16年にこの事業の環境整備における実施協力員として参加を表明した方々を会員として組織されたボランティア団体です。最上川および支川の河川、河川敷公園桜街道等の景観美化を図るための維持管理を行い、安らぎと潤いのある地域づくりに多大な貢献をされています。

長年地域の方々が冬期間狭隘のため難儀してきた、立石・田谷道路の整備に立ち上がり、町や議会への要望活動や地権者の説得等にご尽力されました。町は平成19年道路改良事業に着工、平成24年12月末の竣工の運びとなりました。また、和田地区区長会長、大石田公民館長を歴任されたほか、平成22年からは和田地区老人クラブ連合会副会長として会長を支え、連合会を中心に存在として活躍されるなど、和田地区の発展と地域づくりに多大な貢献をされています。

町民憲章 作文コンクール 入賞者

《小学生低学年の部》

最優秀

「しぜんのゆたかな町」



高畠小学校3年
つちや けいた
土屋 敬太

《小学生高学年の部》

最優秀

「わたしの心の中と「高畠」」



高畠小学校6年
みやはし しゅり
宮橋 珠凜

《中学生の部》

最優秀

「町の制度に助けられて」



第一中学校3年
あいた はやの
會田 はやの

《高校生の部》

最優秀

「郷土愛と私の夢」



高畠高等学校3年
もりや ゆうな
森谷 優奈

最優秀作文については、作品集として作成し、中央公民館および各地区公民館へ配布をしておりますので、ぜひご覧ください。

◆お問い合わせは、町社会教育課まで。 ☎524487

高畠町町民憲章

一、からだをきたえ温かい心を育て、生きがいのあるまちをつくります。

《優秀》

中川碧人(二井宿小2年)
野本大輔(糠野目小3年)

阿部杏里(高畠小6年)
横 夏鈴(糠野目小5年)

伊藤実奈(一中1年)
萩生田真央(二中2年)

結城彩佳(高畠高校2年)
遠藤 隼(高畠高校3年)

田村悠輝(高畠小3年)
大野美楓(高畠小3年)
島津恵英(二井宿小1年)
山口莉央(屋代小1年)
田中春伍(亀岡小2年)
西方愛華(和田小2年)
細越寿莉(糠野目小3年)
岩松沙耶(糠野目小3年)
鈴木ひなた(糠野目小3年)

寒河江千畝(高畠小6年)
高橋愛理(高畠小6年)
渡部彩乃(高畠小6年)
宇佐美真博(亀岡小5年)
大木いつみ(亀岡小6年)
猪野愛佳(和田小5年)
大浦愛奈(糠野目小5年)
細越千加(糠野目小5年)
細越美音(糠野目小6年)
小坂真輝(糠野目小6年)

高梨りの(二中2年)
木伏菜里奈(一中3年)
峯 ありさ(一中3年)
梅津乃綾(三中1年)
鈴木七海(三中1年)
鈴木 蘭(三中1年)
鈴木智也(三中2年)
愛澤勇太(三中2年)
中根あすみ(四中2年)

高橋春希(高畠高校2年)
平 真希(高畠高校3年)
山田恵里花(高畠高校3年)
秋葉結衣(高畠高校3年)
菅野 翼(高畠高校3年)
二階堂咲(高畠高校3年)
西村亜佑香(高畠高校3年)
竹田千昌(高畠高校3年)
濱田由貴(高畠高校3年)



特 別 会 計			
会 計 名	予 算 現 額	収 入 済 額	執 行 済 額
下 水 道 事 業 特 別 会 計	8億9024万円	4億608万円	4億1370万円
農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	6960万円	4755万円	3163万円
特 定 地 域 生 活 排 水 処 理 事 業 特 別 会 計	9094万円	3526万円	3785万円
飲 料 水 供 給 事 業 特 別 会 計	338万円	128万円	119万円
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	30億2876万円	13億2108万円	11億4053万円
介 護 保 険 特 別 会 計	22億2849万円	8億9672万円	8億7491万円
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	2億420万円	6037万円	6431万円
訪 問 看 護 事 業 特 別 会 計	1551万円	349万円	620万円
財 産 区 特 別 会 計 (高島・二井宿・屋代・和田)	1295万円	56万円	237万円
合 計	65億4407万円	27億7239万円	25億7269万円

公 営 企 業 会 計			
区 分		収 入	支 出
病院事業会計	収益的収支	12億7479万円	10億5809万円
	資本的収支	8758万円	1億6016万円
水道事業会計	収益的収支	2億6642万円	1億2879万円
	資本的収支	190万円	2488万円

町 債 等 の 状 況		
会 計 名	9月末起債残高	一時借入金高
一 般 会 計	92億84万円	0万円
下 水 道 事 業 特 別 会 計	58億1866万円	0万円
農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	5億6231万円	0万円
特 定 地 域 生 活 排 水 処 理 事 業 特 別 会 計	2億1704万円	0万円
飲 料 水 供 給 事 業 特 別 会 計	2817万円	0万円
水 道 事 業 会 計	4億6553万円	0万円
病 院 事 業 会 計	32億933万円	0万円
計	195億188万円	0万円

町 有 財 産 の 状 況 平成25年3月末日現在高との比較		
区 分	25年9月末現在	増 減
土 地	23,638,025㎡	6,166㎡
建 物	95,930㎡	106㎡
有 価 証 券	489万円	0万円
出資による権利	2億2128万円	△2万円

基 金 の 状 況 平成25年3月末日現在高との比較		
区 分	25年9月末現在高	増 減
財 政 調 整 基 金	4億4051万円	△4253万円
減 債 基 金	1億9247万円	0万円
公 共 施 設 等 整 備 基 金	7億6246万円	△5999万円
人 材 養 成 基 金	2816万円	0万円
ス ポ ー ツ 振 興 基 金	3638万円	0万円
国民健康保険給付基金	2億4587万円	0万円
地 域 福 祉 基 金	9208万円	0万円
介護保険介護給付費 準 備 基 金	1 億2032万円	0万円
財 産 区 基 金 (高島、二井宿、屋代、和田)	1億4968万円	0万円
そ の 他	7億59万円	6000万円
計	27億6852万円	△4252万円

一般会計歳入歳出予算額

111億9919万円



◀ニコニコ動画による「ニコニコ町会議」

町民のみなさんからの納税金や国・県からの支出金等を、町ではどのように使っているか、財産や借入金がどれくらいあるのか、といった町の財政状況をお知らせします。
この度は、平成25年9月末現在の状況をお知らせします。



▲屋代地区公民館太陽光発電設備の導入



▲仙台駅での「たかはたフェア」

町の財政状況をお知らせします

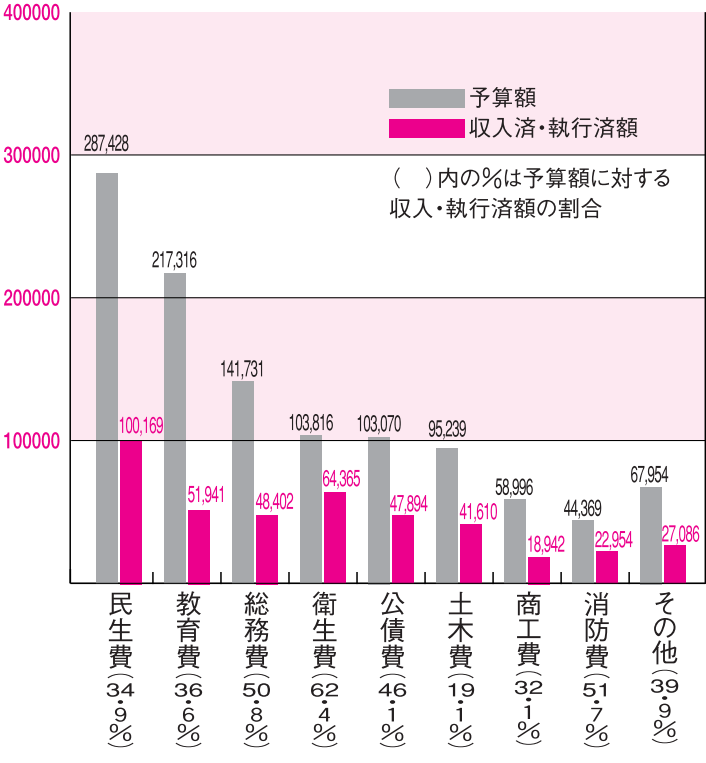
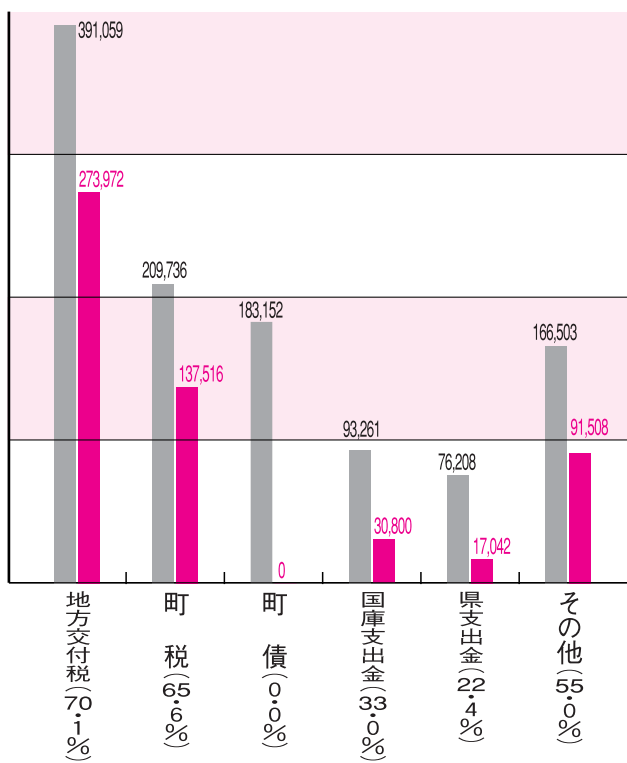
平成25年度上半期（4月1日～9月30日）

歳入

収入済額 55 億 838 万円
収入率 49.2%

歳出

執行済額 42 億 3363 万円
執行率 37.8%
(単位:万円)

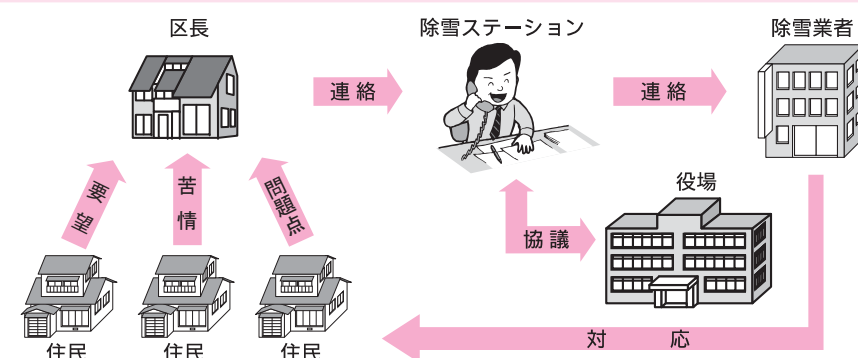


安全な雪道確保のため 除雪作業にご協力ください

要望・問題点は除雪ステーションへ

除雪についての要望・問題点は集落ごとにまとめて、
区長さんが代表して除雪ステーションにご連絡ください。

- 期 間／12月1日(日)～平成26年3月31日(月)
- 場 所／創造の館 内
- 連 絡 先／☎(52)2047 FAX(52)2048
- 受付時間／午前8時30分～午後5時まで
※土・日・祝日は、除雪作業中のみの対応となります。



除雪路線が増加する一方で、雪押場の確保が困難になるなど、除雪を取り巻く環境は年々厳しくなっています。除排雪をスムーズに行い、安全な雪道を確保するため、町民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

スムーズな除雪は みなさんの協力で

町では、車道用除雪車47台、歩道用除雪車9台、凍結防止剤散布車1台の計57台で、町道を中心に車道270km、歩道約30kmにわたる路線の除雪に対応します。

降雪の際は、交通量の多い順に幹線道路の一次路線と生活圏道路の二次、三次路線に分けて除雪します。

除雪車は、朝3時から作業にあたっていますが、降雪の多い時は交通路を確保する必要から

一次路線を早期に除雪しますので、二次・三次路線は遅れる場合もありますので、ご理解をお願いします。

また、道路上の雪押場がないと、道路幅が狭くなって除雪できなかったり、能率が上がらなかったりします。集落内で話し合っていただき、適当な空き地などを雪押場に利用させていただき、地域ぐるみでのご協力をお願いします。

▼問合せ先／
町建設課道路河川係

☎521115

事故防止のための9カ条

各集落で除雪対策委員会などの組織化を行って次のことにご協力をお願いします。

その1 道路に雪を出さないで

家庭用除雪機の普及に伴い、除雪作業前後に道路へ雪を出す方がおられます。歩行者や通行車両が迷惑するだけでなく、除雪もスムーズに行うことができず、また、除雪の仕上がりもデコボコになり、危険な状態となります。消雪道路であっても危険防止のため、屋敷内の雪は路上に出さないでください。



その3 庭木は路上にはみ出さないで

雪囲いの杭や庭木などの路上はみ出しは、除雪作業の支障となり、事故の原因にもなります。各家庭で事前に整理してください。

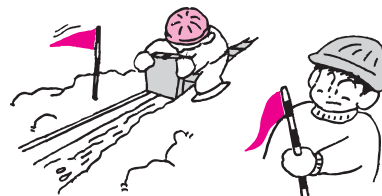


その4 水路など危険個所の安全対策を

子どもが水路に落ちないように、危険個所を点検し、目印を

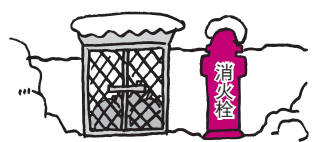
その5 用水路・道路側溝に投雪しないで

立てるなどの安全対策をしてください。
流・融雪溝使用箇所では蓋を必ず閉めてください。
また、雪に埋もれやすい施設や障害物にも、赤布を付けた竿を目印に付けてください。



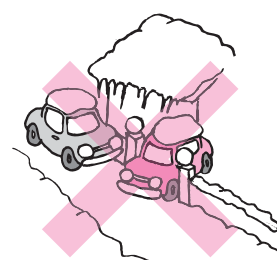
その7 防火施設周りなどの除雪

集落内の貯水池、消火栓・ポンプ庫などの防火施設の周りやごみ収集所前の除雪は、各集落で行うようお願いいたします。



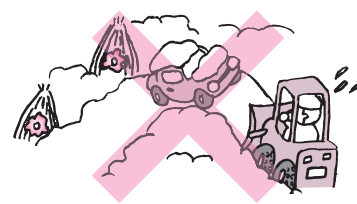
その8 路上駐車は絶対にしない

路上駐車車両やはみ出し車両があり除雪車を進めることができない場合は、その路線の除雪を行わない場合もありますのでご注意ください。

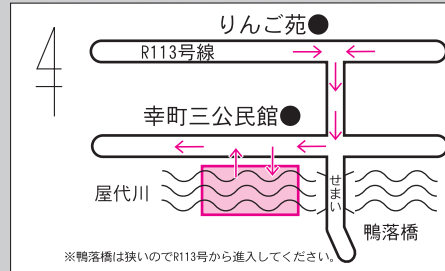


その9 高島駅の駐車は指定の場所に

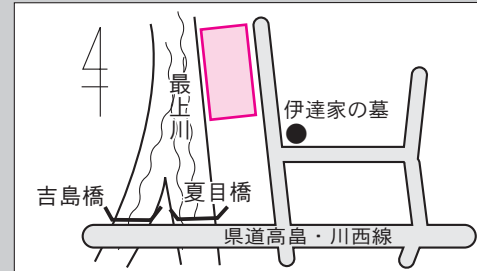
高島駅ロータリーには駐車しないてください。宿泊駐車の方は「夜間駐車場」をご利用ください。たった1台が多くなる方の迷惑につながります。



高島地区



糠野目地区



雪捨て場のご案内
【利用時間／8時～17時】

冬期間は水道検針をお休みします



【1月～3月分は推定料金で納入を】



メーター検針は、12月上旬(12月分)で最終となります。その後は積雪のため、1月～3月分の料金は、推定料金で徴収させていただきます。推定料金は12月分の使用量で算定しますが、次のようなときは変更することができます。

- 新築・転入などで、使用水量の増加が見込まれるとき
- 冬期間は使用せず、水量が減るときなど、変更をご希望の方は、町上下水道課までご連絡ください。なお、冬期間料金の過不足は来年4月分以降の料金で調整させていただきます。

問合せ先／町上下水道課業務係

☎(52)4483

凍結と破裂を

気温が零下4度以下になると、凍結により水道管が破裂することがあります。水道管が破裂すると、たくさんの水がムダになるだけでなく、水道料金や修理代(自己負担)もかかります。特に水道管が次のようなときは防寒に十分注意しましょう。

- 屋外にあつて、むき出しになっている場合
- 北向きの寒い所にある場合
- 日照時間の短い所にある場合
- 風当たりの強い所にある場合
- 長期間使用しない場合

防ぐのに有効な手は

おやすみ前に必ず水抜き栓を閉めてください。

- 不凍水抜栓使用時は、全開または全閉でご使用ください。開け閉めが不完全ですと、水が完全に抜けず、凍結や破裂の原因となりますので、ご注意ください。

凍結防止のために常時流れたままの給水装置もあり、思いがけず水道料金が高額になることがあります。正しい使用法につ

高島町内の指定給水装置工事事業者

安部	設	備	元	山	57-2069
ハニ	ウ	ダ	弥	生	52-3485
(有)二	設	備	元	町	52-3549
(有)南	工	業	相	森	52-1093
県金	事	組	津	久	57-3170
荒井	店	(有)	西	町	57-5339
桑島	設	備	旭	組	52-2515
(株)金	備	設	両	南	56-2195
ハマイ	住	設	中	島	57-5165
力マイ	設	置	上	平	57-2686
住器	サ	ス	下	海	56-2186
(株)ナ	ガ	サ	下	宿	52-2247
鷺前	山	商	駅	前	57-4930
(有)近	野	工	入	北	57-3501
みど	り	環	相	森	57-4582
(株)高	山	橋	本	町	51-1102
羽藤	西	土	細	越	57-2277
齋	方	燃	下	田	58-0555
(有)柴	田	設	和	北	52-4335
			三	軒	56-2436
				屋	57-3036

※町外指定事業者もあります。

応急処理は

いて、給水設備工事店に確認して使用してください。

【凍って水が出ないとき】

蛇口や露出している管(保温管は取り外す)に布やタオルを巻きつけ、上からゆつくりお湯を掛けてください。凍った部分が解けて水が出てきます。(注意)熱湯を直接かけたり、直火をあてたりすると、蛇口や水道管が破裂する危険がありますのでやめてください。

【破裂したとき】

まず、メーターボックスの中などにある止水栓を止めてください。止水栓が分からなかった

転居・転出・転入の届出を忘れずに

町内での転居、町内外への転入・転出などの場合、水道の名義変更が必要になります。日程が決まりましたら、早めに町上下水道課にお届けください。

また、冬期間の異動で精算が必要な場合は、メーター付近の除雪について、ご協力をお願いします。

STOP! the 滞納

町税は町の収入の20.6%

平成24年度、町に納められた町税額は22億4268万円で、高島町歳入総額の約20.6%を占めます。地方交付税に次いで2番目に大きい歳入項目であり、大変重要な財源となっています。

また、町民のみなさんに必要な公的サービスが提供され、自主自立のまちづくりを進める上では、その原資となる収入確保は一層重要な課題となっています。

アベノミクスと言われる大胆な経済政策により、改善のきざしを見せている業種も一部にあるものの、地方経済への波及効

12月は年末納税強化月間です納め忘れはありませんか？

みなさんから納税いただく町県民税・固定資産税などは、安心・安全なまちづくりのための資金として活用されています。



軽自動車の差押

果を実感できない現状です。

一方、生活環境が厳しい中にあるても正しく納税される方からすれば、滞納を放置することほど不公平感を感じさせられるものはないと思われます。

公平な納税と滞納の解消に向けて

町では、税収納率の向上と滞納解消を図るため、期限を過ぎ

高島町は納税に対し誠意のない滞納者には

国税徴収法に基づき滞納処分を通行行います



強制執行(差押)により、自宅から財産を引き上げ公売を行った物件の一例。

お気軽に

ご相談ください

滞納処分によって、延滞金が増加されるほか、差押処分により社会的な信用を失うなど、結果的に滞納者本人が損をするようになります。

しかし、病氣や事業不振、離職など、どうしても期限内に納付できない場合は、納税の緩和措置(分割納付など)もあります。

現状ではどうにもならないと放置しても何ら解決にはなりません。お気軽に、納付についてご相談ください。

▼問合せ先／

町税務課滞納整理係 ☎(52)2054

納期のお知らせ

【12月の納税等】

- ◇町県民税 4期分
- ◇国民健康保険税 6期分
- ◇介護保険料 6期分
- ◇後期高齢者医療保険料 6期分

＊納期限は1月6日(月)です。
＊口座振替の方も同じく1月6日(月)に振替なります。
＊口座残高をご確認ください。
＊納め忘れていた税金・保険料はありませんか？もう一度ご確認ください。
(納付書が探せない時や金額の確認が必要な方は、各担当課に遠慮なく申出ください。)

町税・保険料の納付は

【安全・安心・便利】な

口座振替を

ご利用ください。

(口座振替のお申込みは、町内の金融機関まで)

高畠町は

平成26年度より個人住民税（町・県民税）

特別徴収の完全実施を行います

高畠町では、平成26年度から法令遵守と納税の公平性を図るため、特別徴収対象となるすべての事業所に、平成26年5月に税額通知書等を送付いたします。

事業所のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

◆特別徴収とは？

給与支払者（事業主）が、所得税の源泉徴収を行うのと同じように、従業員へ支払する毎月の給与から個人住民税を徴収（天引き）し、納税義務者である各従業員に代わって、市町村に納付する制度です。

源泉徴収義務のある事業主は、地方税法321条の4の規定により、特別徴収する義務があります。

特別徴収していただく税額については、役場で従業員ごとの個人住民税の計算を行い、事業主のみなさんにお知らせしますので、所得税のように金額を計算する必要はありません。

◆対象となる人は？

毎月給与の支払いを受けているパートやアルバイトの方を含めたすべての従業員のほうが対象となります。

ただし、退職者または退職予定者、給与の支払いが不定期な方、他の事業主から主たる給与を支払を受けている方は対象となりません。

◆メリットは？

従業員一人ひとりが金融機関に向う必要がなくなり、納め忘れや残高不足などの心配もありません。

また、普通徴収は年4回で納めますが、特別徴収は年12回で納付となるため、従業員の1回あたりの負担が少なくなります。

長雨によるぶどうの被害があった方はご相談ください

今年夏の長雨で、ぶどうの被害を受けられ、納税が困難な方で、下記の条件に該当する方は、町県民税および国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。

平成25年分農業所得の収支内訳書などの収入金・作付面積、減収の状況が明らかになる書類と印鑑を持参のうえ、12月24日（火）まで、町税務課にご相談ください。



【要件】

◎ぶどう被害を含めた平成25年分農業収入の減収額（共済支払額を控除後の金額）が平成24年分の農業収入の3割以上であること（作付面積の減による減収は認められません）

◎平成24年分の合計所得額が1,000万円以下で、農業以外の所得額が400万円以下であること

町税条例が改正されました

9月の定例議会で町税条例等の改正が可決されました。改正の概要は次のとおりです。

◎公的年金の町県民税の特別徴収の方法

年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額（年額）の2分の1の額とすることになります。

また、特別徴収税額を通知した後に税額に変更があった場合や他の市町村に転出した場合でも、一定の条件に該当すれば、特別徴収を継続することになります。

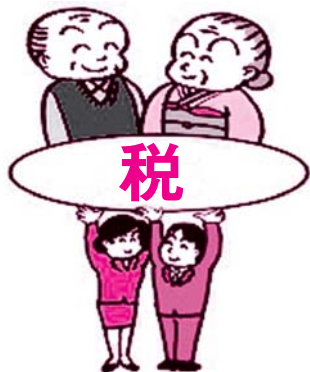
この改正は、平成28年10月以後の特別徴収から実施されます。

◎金融商品に係る所得の損益通算範囲の拡大

これまでの所得計算では、上場株式の配当、譲渡損益が損益通算できましたが、さらに特定公社債の利子、譲渡損益も加えて損益通算できることになりました。また、国民健康保険税の所得割額を算定するときも同様となります。

▼このページに関する問合せ先／町税務課住民税係

☎524477



固定資産税に関するお知らせ

償却資産の申告を

お忘れなく

○申告について

個人や法人で事業を行っている方（工場や商店などを経営している方、農業をしている方、駐車場やアパートなどを貸し付けている方など）は、平成26年1月1日（賦課期日）現在で所有している償却資産（構築物・機械および装置・器具および備品などの事業用資産）について、資産の所在する市町村長への申告が必要（地方税法第383条）となっています。

○申告書の提出について

償却資産を所有されている方へ12月10日付で申告書等を発送します。申告期限の平成26年1月31日まで申告してください。償却資産を所有しているのに申告書が届かない方や、平成25年に開業などで新たに取得される方は、町税務課までご連絡ください。

なお、廃業などで償却資産がない場合でも、その旨を記載して申告書の提出をお願いします。

建物の取壊しをされた方は

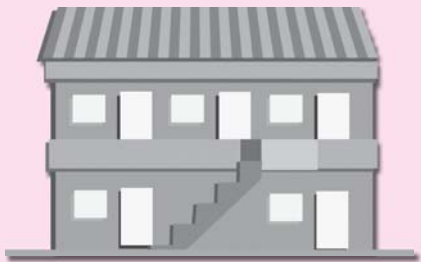
届出をお願いします

固定資産税は、毎年1月1日現在で課税されますので、建物を取壊したときや年内に取壊しの予定があるときは「建物取壊届」を平成25年12月20日まで町税務課へご提出ください。ただし、山形地方税務局米沢支局で「建物の滅失登記」が済んでいる方は必要ありません。取壊しを確認したときは翌年度から課税されません。

届出の用紙（建物取壊届）は、町税務課の窓口に備え付けてあります。また、町のホームページからもダウンロードが可能です。

▼問合せ先／町税務課資産税係

☎522078



消費税および地方消費税が変わります

平成26年4月1日から消費税および地方消費税の税率が8%に引き上げられます。

また、今回の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税転嫁対策特別措置法によって、次のような措置が設けられました。

1、総額表示義務の特例

税込価格であると誤認されないための措置を講じていけば、税込価格による表示をしなくともよいとする特例（表示例…100円（税抜き））

軽自動車税について

乗用草刈機をお持ちの農業、造園業、建設業などの事業者、および個人のみなさん、小型特殊自動車登録はお済みですか？乗用タイプの草刈機は、トラクターやコンバイン、田植機などと同様に農耕作業用車として軽自動車税の課税対象になります。農業用、家庭用の用途にかかわらず農耕作業用車の登録が必要になります。

※公道を走行しなくとも、登録

・ナンバープレートの取得が必要です。

町県民課窓口にて手続きをしてください。詳しくはお問い合わせください。

▼問合せ先／町税務課住民税係

☎524477



「簡単な給付措置」をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください！

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話☎9110）にご連絡ください。

競争入札参加資格審査申請の手続きについて

高島町における平成26年度の競争入札等に参加を希望される方で、競争入札参加資格審査申請をしていない方は、追加登録の手続きが必要となります。次により申請書を提出してください。

- 受付期間／平成26年2月3日(月)～2月14日(金)
(土日祝日を除く)
- 受付時間／9時～12時、13時～16時
- 受付場所／町企画財政課

※提出書類など詳しい内容をお知りになりたい方は、町企画財政課において「競争入札参加資格審査申請書提出要領」を用意しておりますので、ご利用ください。また、町のホームページでも確認することができます。

▶問合せ先／町企画財政課 ☎(52) 1 1 1 2

平成25年「工業統計調査」にご協力ください

平成25年12月31日 現在で『工業統計調査』を実施します。この調査は、我が国の製造業の実態を明らかにすることを目的に、大正9年から毎年継続して行なわれている重要な調査で、**製造業の国勢調査**とも呼ばれています。

本調査の結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されるとともに企業における生産・販売計画作成等の資料として幅広く利用されています。調査対象となる事業所には、12月中旬より県知事より任命を受けた調査員がお伺いしますのでご理解とご協力をよろしくお願いします。

なお、ご記入いただいた調査票は厳重に管理され、統計法に基づき秘密が厳守されますので安心してご記入ください。

=住宅・土地統計調査の御礼=

10月1日現在で行われました「平成25年住宅・土地統計調査」につきましては、お忙しい中調査にご協力いただきありがとうございました。ご記入いただきました調査票は、県を通じて11月末に国（総務省）に提出されました。

▶問合せ先／町総務課情報統計係

☎(52) 1 7 3 4

入居者募集【特定公共賃貸住宅弥生団地】

名称・所在地	公募戸数	構造等
特定公共賃貸住宅弥生団地 A棟2号室 高島町大字高島513番地の6	2戸 (3DK)	木造2階建 (平成8年度建設)
特定公共賃貸住宅弥生団地 C棟2号室 高島町大字高島510番地の1		木造2階建 (平成10年度建設)

区分	所得額(月額)	家賃
ア	158,000円～259,000円	50,000円
イ	259,001円～350,000円	58,000円
ウ	350,001円～487,000円	65,000円

※収入月額／源泉徴収票(年金を受給されている方については、公的年金等の源泉徴収票)の給与所得控除後の金額(公的年金等の源泉徴収票については支払金額)から法に定められて控除額を減じた額を月額にしたものです。(総収入を月額にしたものではありません) 自営の方については、確定申告書により算定します。なお、この控除金額は申込みにより異なりますので、事前にお問合せください。

- 入居資格／前年の収入月額*が15万8千円以上、48万7千円以下であること。
- 家賃／月額65,000円。なお、表の(ア)(イ)の収入区分については、申請により減額されます。
- 敷金／入居時家賃の3か月分に相当する額。
- 選考方法／申込者が公募戸数を上回った場合は、抽選で決定いたします。(抽選日・場所等は申込者に通知します)
- 申込方法／所定の申込書(町建設課備付)に必要事項を記入し、関係書類を添付の上お申し込み願います。
- 募集期間／12月3日(火)～11日(水)まで。
- 入居予定時期／平成26年1月上旬頃

▶各種申込・問合せ先／平成24年分の源泉徴収票(自営の方は最新の確定申告書等)を持参のうえ町建設課建築住宅係まで ☎(52) 1 1 1 4

油の流出事故多発警報!!

冬期間は灯油を使う機会が多くなり油流出事故も多く発生し、社会生活に大きな被害を与えています。油の取扱いは、細心の注意を払ってください。

【油流出事故を防ぐには】

- ◎ホームタンクなどからの給油中は絶対にその場を離れない
- ◎タンクや給油管などは定期的点検する
- ◎落雪や除雪時に配管が破損しないよう注意する

☆油流出事故を起こしたり、発見した場合は、町生活環境課または消防署、警察へ速やかにご連絡ください。
☆油流出事故の処理に使用した物品等は、現物補償していただくことになります。
☆油流出事故による農業等の被害が発生した場合は、損害賠償請求される場合があります。

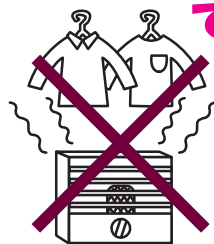
歳末火災特別警戒について

高島消防署では12月20日(金)～12月31日(火)まで歳末火災特別警戒を実施します。

これからの時期、気温も下がり暖房器具を使用する機会も増えてきます。

暖房器具等を使用する際は、事前の整備・点検、安全な使用をお願いします。

また、ホームタンクからの油漏れ事故も多くなる季節です。ポリタンク等へ詰め替える際は、絶対にその場から離れないようにしましょう。



〈冬期間の防火のポイント〉
・ストーブの上に洗濯物を干したり、近くに燃えやすい物を置かない。
・暖房器具に給油する時は、必ず火を消してから行い、絶対にその場を離れない。
▼問合せ先／置賜広域行政事務組合 高島消防署 予防係 ☎(52) 1 5 0 5

たかはたかんきょう塾

年末年始はこれでバッチリ! ぴかぴか大掃除&おもてなし料理



汚れを煮る? 驚きの掃除方法!



- ・ガンコな汚れもこれでピカピカ!
- ・換気扇のベタベタがあつという間に取れる!
- ・アロマオイルで殺菌 拭き掃除もさわやか



お掃除グッズのプレゼントつき!!

作っておくと便利な

おもてなし料理の試食

試食メニュー

- ・塩鮭のマリネ
- ・大根のしゃかしゃか
- ・さんまのオリーブオイル漬け
- ・ゆで鶏

※メニューは変更になる場合があります

定員40人!

第1回

- 日時／12月6日(金) 10時～12時
- 場所／生涯学習館

第2回

- 日時／12月7日(土) 10時～12時
- 場所／総合交流プラザ

どちらの会場も同じ内容です。 託児つき(要予約)

●申込締切／12月5日(木) ●参加費／300円 ▶申込・問合せ先／町生活環境課環境係 ☎(52) 1 2 1 5

冬の交通安全県民運動

“12月1日(日)～12月10日(火)”

冬季は積雪や路面凍結、悪天候時の視界不良等により道路環境が悪化し、危険性が増す時期です。

早めにタイヤを交換し、ゆとり運転を心がけましょう。

また、家庭や職場でも飲酒運転を「しない・させない・許さない」を徹底しましょう!



【運動の重点】

- ◇飲酒運転の撲滅
- ◇高齢者の交通事故防止(歩行者への思いやり運転の励行)
- ◇5分早めの行動で冬道の交通事故防止
- ◇エコドライブ実践の励行(ゆっくり発進等)

平成25年10月31日現在の交通事故発生状況

	発件数(増減)	死者数(増減)	負傷者数(増減)
高島町	142(+20)	1(-1)	177(+21)
南陽市	168(-14)	0(-1)	238(-13)

※増減は前年同時期との比較です